慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	貸借対照表に於ける資産評価の原則に就て
Sub Title	
Author	三邊, 金蔵
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.1 (1916. 1) ,p.43- 59
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160101-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に達し、假りに點火用として一年間に使用せらるゝ量を計算する時は當に二萬噸の石炭によりて生ずるものと其效力を同ふす、而して之れを首府「ブダペスト」に流入せしむる時は一立方「メートル」を二·四「ヘラー」にて點火用に供するを得可く、之れを從來の一立方「メートル」の價格七「ヘラー」に比すれば非常に低廉と云はざるを得ず、之れを要するに、獨逸にして匈牙利を以て自國の食料品に對する安全なる供給地たらしむる爲めには、一面自國經濟的發達と衝突せざる範圍に於て、之れが經濟的膨脹を助長せざる可からず、之れを助長せしむる爲めには、約十億「クローネ」の資產を放下すること必要なりとす、獨逸果たして斯くの如き勇氣あるや否やは、自から戰後に於て決せらる可き問題なり（未完）

註　E. Palyi, Deutschland und Ungarn, S. 21.

貸借對照表に於ける資產評價の原則に就て

三邊金藏

一

貸借對照表に於ける資產評價の如何は該貸借對照表の價値の全體を定むるものにして、資產の評價其當を失せる貸借對照表の如きは殆んど一片の反古に等しと云ふも蓋し過言にあらず。然れば實際に貸借對照表作成の任に當る者は須らく思を此處に致して不當なる價額を計上するが如きは嚴に之を戒愼せざるべからざるなり。然かれども此際如何なる評價を以て不當なりとなし、如何なる評價を以て當を得たりとなすべきや、是を決定する標準若くは原則は、從來我邦一部の識者間に議論ありと雖も、未だ必しも歸一せざるが故に、事實に於ては未だ確定せざるものと言ふ可し。即ち實際に於ける資產評價が、時に一時の都合主義に流れて健實

なる基礎を失ふに至ることあるも、强ちに之を糺彈すること能はざる所以にして、是より生ずる弊害は決して少々にあらざるべし矣。

以下述ぶる所の私見素より識者の一笑だに値せずと雖も、然かも私かに期する所は、一面に於て從來諸種の議論が歸一するところなきは抑も何故なりや其理由を明にすると共に、他面に於て貸借對照表本來の性質を勘考して、終に此問題の解決に向つて一歩を轉せんとするに外ならざるなり。

今先づ從來行はるゝ諸說を檢するに、最も多趣多樣なるは商法第卅六條に所謂「財產目錄調製ノ時ニ於ケル價額」の解釋に相違あるより生ずる商法學者相互間の所說にして凡そ左の數種あるが如し、

第一、市場(交換)價格說。此說を唱ふる人々の趣意は嘗つて大審院の下したる判決中に明らかに之を看取するを得可し、即ち

「商法第廿六條第一項ニ於テ商人又ハ會社ニ對シ定時ニ財產目錄ヲ調製スルノ義務アルコトヲ規定シタルハ他人ヲシテ其時ニ於ケル資產ノ狀態ヲ知悉セシムルノ趣意ニ外ナラズ、故ニ其第二項ニ於テ其目錄調製ノ時ニ於ケル價格ヲ附スルコトヲ要スト定メタルハ、轉換ヲ目的トセザル財產ナルト否トヲ問ハズ客觀的ノ價格即チ其際ニ於ケル交換價格ヲ附ス可キコトヲ指スモノナルコト法文上明カナルノミナラズ財產目錄ノ調製ヲ命シタル律意ニ照ラシ毫モ疑ヲ容ル可キ餘地ナキモノトス」

と云ふに外ならざるなり。

第二、營業價格說、此說を唱ふるものは、普通の交換價格即ち所謂客觀的價格(又は市價)を以て標準となすべきものなるを承認すれども、然かれども其所謂客觀的價格即ち普通の交換價格は其觀察の異るに依りて自ら差異なきを得ざるべし、例へば營業上の財產は其儘營業を繼續するものとして觀察する場合と營業を廢止するものとして觀察する場合とに依りて差異を生せざるを得ずとなし、而して財產目錄は一定時期に於ける財產狀態を現實の儘に寫し出すものなるが故に、其價格は營業を其儘繼承して經營せんとする者に讓渡するときの價格、即ち營業價格(余は之を居抜讓渡價格と名く)に依らざるべからずと主張す。

第三、經營財產は營業に對する使用價格、讓渡財產は賣却價格に依るべしとい

ふ說。此說は前說と同じく、依據すべき價格は營業價格に外ならずと主張すれども、然かも其營業價格たるや財産の種類に依りて評價の方法を異にすとなし、其見地より財産を繼續して營業の用に供するもの(經營財産)と、賣却の目的にて有するもの(讓渡財産)との二に分ち前者即ち經營財産の評價は營業に對する使用價格に依り後者即ち讓渡財産の評價は賣却價格に依るべきものなりと主張するなり。

以上は商法第二十六條の規定に就きて我邦の商法學者間に行はるゝものなること前述の如くなるが、我商法の母法たる獨逸商法に就き其第四十條の解釋として獨逸商法學者間に行はるゝ說には右の外猶ほ左の如きものあり、即ち

第四、經營財産の評價は該經營財産の喪失に依りて生ずる缺陷又は不足、換言すれば同種の代替物件を取得するに要する其取得價格を基準とし是より相當の減價額を差引き、斯くて周到なる用意を以て賣却する際に現實にせられ得可き價格を得て是に依ることゝし、讓渡財産の評價は是を讓渡する場合に對價として得らるべき他の財の分量換言すれば其時其際に於ける賣却代價を標準とすべしといふ說なり。

此說は第三の說より脫化したるものにして賣却賣格を評價の基本とするの意たるや明白なる所なりとす。

次に最後に右商法學者間に於ける諸種の解釋に比較して好個の對照をなすものは會計學者の所說にして、其主張は

第五、固定資産の評價は一般に時價を顧みずして其原價に依りて繼續すべく、(減價消却は勿論之を行ふとして)流動資産の評價は現在に於ける市場價格(時價)に依るを原則とし、但だ時價が原價より高き場合に於ては原價に依ることゝすべしといふにあり。

若くは

第六、固定資産の評價は其取得(買入又は製造)原價に依り(減價消却を行ふことは勿論なり)、流動資産の評價は同じく其取得原價に依るも時價が其よりも低き場合には其時價に依る可しといふにあり。

而して其議論の大要は略ぼ左の如し、

The general principle which, with various applications, is now universally accepted, is: The

inventory should be on the basis of the value of the assets to the present holders as a "going concern." The proper value is that which they have to the holding concern, and not that which they might have to other persons, whether these persons are ordinary customers, or those who might bid in the assets at a liquidation sale...........It is true that in the case of corporation this represents the interest of the stockholders rather than those of creditors. Yet it is little exaggeration to say that if all assets were listed at the value which they would realize at forced liquidation, no Balance Sheet would show solvency. Valuation on such a basis would, therefore, be absurd and the general principle must be adopted that the basis of inventory values is the present value of the assets to the holders as a "going concern." To this rule there may be exceptions or modifications, mostly introduced for the sake of preventing a self—deceiving exaggeration of values.

This leads to another distinction of great importance, that between "fixed" and "circulating" assets.........By fixed assets are meant those which are bought for permanent or long-continued use, by circulating assets those whose use is relatively short or which are purchased for resale as merchandise........In general it is considered legitimate to continue fixed assets at their cost despite a subsequent decline in their value. But in valuing circulating assets regard must be had to current values, although there is some question as to wether the market value, even of circulating assets can be accepted where that exceeds the original cost. (P. 80-82)

The conservative rule, generally accepted, is that merchandise is to inventoried at cost except where there is a decline in value in which case the lower value is to be used. (P. 102)—Hatfield; Modern Accounting.

三

却説以上各種の説の中其何れを以て最も當を得たりとなすべきや。商法學者と同じ見地に立ちて論ずれば吾人は第二の營業價格説即ち吾人の所謂居抜譲渡價格説を以て最も當を得たるものなりと言はんとす。何となれば法が商人又は會社に對し財産目錄及貸借對照表作成の義務を課したるは是に依りて其商人又は會社の經濟上の地位に對して何等かの利害關係を有する者に、該商人又は會社は今後尙ほ取引を繼續するに値するや否や、其負擔する所の義務を履行するに足る充分なる資産を有し居るや否や、其營業の將來に信用を置くも果して間違なきや否や等、約言すれば該商人又は會社の經濟的情況を判斷する材料を得せしめんとするにありとし、而して此目的の爲めには商人又は會社の有する資産が嘗つて幾何にて取得せられ幾何の減價を經たりや、及び現在幾何の使用價値（主觀的）を認められつゝありや等を明かにするにあらず、明かにすべきは唯だ現在其資産を賣却す

るが如きことあるも幾何の價額は是を現實にするを得可きか其價額あるのみ、換言すれば賣却價格に外ならずとするも、其賣却價格たるや其營業を繼承して經營せんとする者に讓渡するとしての價格たるべくして其他の價格にあらざるは、條理に照らして疑なきところなればなり。

夫れ然り然れども吾人は此說に從ふも猶ほ甚大なる實際上の不便に逢着するを覺悟せざる可からざるなり。何となれば居抜讓渡價格も亦た一種の交換價格なるなれば是に依りて評價するとせば、賣却を目的とせず繼續して營業の用に供せらるゝ彼の固定資産の如きも、其時々の景氣に依りて其價格に高低の動搖を受く可くして、其結果は景氣上進する際には假令一方に於て營業上の實損あるも、其損失は資産の評價より生ずる所謂評價益の爲めに補償せらるゝの形となるのみか、時には表面上利益を生ずることゝなるが故に、利益配當をなす可くある例へば株式會社の如きにありては、株主が其表面上の利益の因て來る源泉を正解し、自ら進んで是を積立金の如きに編入することを議決するにあらざれば、他より借用金をなしても之を配當し了らざるを得ざることゝなる。其事業經營の健實を期する上に於て望ましからざるは言ふまでもなく、延ひては事業存立の基礎を危からしめ、終には却つて債權者其他の利害關係者の利益を損するの憂を生ずる其反對に、景氣沈靜に傾く場合には價格は下降するの一方にして爲めに生ずる評價上の損失は、事業の遂行より生ずる現實の利益を吸集し盡して餘剩なかるべし、然かも第百九十五條に於て「會社ハ損失ヲ塡補シ且前第一項ニ定メタル準備金ヲ控除シタル後ニ非サレハ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得ズ」と規定し、而して其損失に付ては事業の遂行より生ずるものと、單に資産の評價より生ずるものとの間に何等の區別をも設けざる現行法の下に於ては、他に採るべき何等の手段も殘存せざるが故に株主は斯る場合には全く何等の配當をも受け得ざることゝなるなり。即ち此場合には債權者其他の者の利益を保護するに篤くして株主の利益は全然顧慮せられざることゝなるや明白なりとす。

資産の評價を總て交換價格に據らしむる現在の解釋に從へば、其中の最も穩當なるものに依るも猶ほ斯くの如き實際上の不便を伴ふが故に、同じ規定と同じ解釋の行はるゝ獨逸商法は少くとも株式會社の場合に於て此缺陷を補はんが爲め

に其第二百六十一條に左の如き規定を置けり

第二百六十一條、貸借對照表ヲ調製スルニハ第四十條ノ規定ヲ左ノ標準ヲ以テ之ヲ適用ス、

一、取引所又ハ市場價格ヲ有スル有價證券及ビ貨物ハ貸借對照表ヲ調製スル時期ノ取引所又ハ市場價格ヲ超ユルコトヲ得ズ但此相場ガ買入價格又ハ製造價格ヲ超過シタルトキハ其價格ヲ超ユルコトヲ得ズ

二、其他ノ財産ハ高クトモ買入價格又ハ製造價格以內ニ定ムルコトヲ要ス

三、設備又ハ轉賣ヲ目的トセズ特ニ繼續的ニ會社ノ營業遂行ノ爲メニ定メタル其他ノ物件ハ價格ガ其以下ナルニ係ラズ買入價格又ハ製造價格ヲ以テ確定ス可シ、但シ減價ニ等シキ額ヲ引去リ又ハ之ニ相當スル新調基金ヲ計算シタルトキニ限ル、

（以下略す）

即ち事實に於て會計學者の主張を法文に於て認めたるものと言ひ得可くして實に又た當然の處置なりとす。然るに我商法は從來其第二十六條の第二項に於て、獨逸商法第四十條第二項の規定と同趣意の規定を設けながら、獨逸商法第二百六十一條の如き規定は終に何處にも是を置かざるなり。即ち法の不備として指摘せざるを得ざると共に、明治四十四年の商法改正に當り政府が第百九十條の二として

財産目錄ニ揭クル動産、不動産債權其他ノ財産ノ價額ハ取引所ノ相場アル財産ニ付テハ財産目錄調製ノ時ニ於ケル相場ニ、其他ノ財産ニ付テハ財産目錄調製ノ時ニ於ケル價額ニ超ユルコトヲ得ズ、但其相場又ハ價額ガ財産ノ取得價額又ハ製作價額ニ超ユルトキハ其取得價額又ハ製作價額ニ超ユルコトヲ得ズ

繼續シテ營業ノ用ニ供スル財産ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其取得價額又ハ製作價額ヨリ相當ノ減損額ヲ控除シタル價額ヲ附スルコトヲ得、（四十四年一月案）

なる規定を加ふ可しと提案し、貴族院が之に對して財産目錄所載の財産に時價よりも低き取得價額又は製作價額を附するは會社の財産狀態を不明ならしめ是に不利益を與ふるものなりとの見地より、更めて左の如き案を提出して以て取得價額又は製作價額よりも高き時價を附するは之を妨げざるも、評價益は之を利益と

して處分することを得ずとなさんと圖りたるに

貴族院案

第百九十條ノ二、繼續シテ會社ノ用ニ供スル財產ヲ財產目錄ニ記載スルニハ其取得價額又ハ製作價額ヨリ相當ノ減損額ヲ控除シタル價額ヲ附スルコトヲ得、

第百九十四條ノ二、第廿六條ノ規定ニ依リテ會社ノ財產ニ附スル價額ガ取得價額又ハ製作價額ニ超ユルトキハ其差額ハ利益トシテ之ヲ處分スルコトヲ得ズ

（他は省略す）

然るに衆議院が或場合には評價益をも之を配當することを許さゞるに於ては賣買を假想して評價益を配當するに至る弊を生ず可しとの理由の下に、政府案及貴族院案を二つながら否決し去りたる沒條理を、且つ笑ひ且つ悲まずんばあらざるなり。

三

乍併元と如上の議論は、先きに言へるが如く商法學者と同一見地に立ちて資產評價の原則に關する諸說を批判するとして、生ずる吾人の意見と並に其下に於て發する吾人の嗟嘆とに外ならず。然かも吾人の此所に言はんと欲するところは、實は更らに一步を進めて商法學者の立つ見地其ものゝ是非を問ひ彼處より議論を決せんとするにあるなり、

夫れ然り然らば商法學者の見地とは何ぞや、其缺陷は果して何處にありや。惟ふに此問題に關して商法學者の通患とする所は、貸借對照表の本質を正解せざる點に存し、而して其缺陷は其當然の結果として資產の性質を顧慮せず一概に其所謂客觀價格又は交換價格を以て評價すべしと云ふ見地を離れ得ざる點にありとす。蓋し商法學者の貸借對照表に對する見解を見るに、概ね「財產目錄の摘要を記載したるものにして貸方と借方とに分ちて一見直ちに其過不及を知るの用に供するものなり」、又は「貸借對照表とは資產の項目、價値を一方に、負債及資本の項目、價値を地方に對置して一定時に於ける人の財產狀態を示せるもの也」の類にして未だ其が一個の殘高概覽表、換言すれば「或る一定時期に於て尙ほ未だ完結を告げざる諸

取引の性質及金錢的價格をば、適當の項目に分類表示したる一覽表なり」にして、其を資產負債の對照表と云ふは第二の意義に於て初めて然るものなるの實を看取したるものなく、從つて其效用は財產の現狀を表示するにありと云ふも、其意はDicksee 教授の所謂、

Its function is, it is submitted, chiefly to prove the reasonableness of apportionment of income and expenditure as between one year and another, and also to show the financial position of the business.—i, e, the resources it has avaiable to meet its current liabilities.

と云ふにありて、決して其他にあらざるを明にせざるなり。乃ち前述の如く客觀的價格又は交換價格と云ふに囚られて却つて會計學者の資產評價の原則として提唱するところを拒む所以なるが、然かも其主張の貫徹を圖らんとせば、實際上に多大なる不利不便の生起するを覺悟せざるべからずして、到底忍び得る所にあらず即ち自家本來の主張に一步を讓つて實際の事情との調和を見出さんとし、此處に各種の形態に於ける彼の營業價格說を生むに至り終に其讓步の一端は獨逸に於ては第二百六十一條の規定となりて表顯し來れりと雖も、然かも如斯は言はゞ其第一着步に於ける過失を爾後に於て始末せんとするものに外ならざるなり。斯く言はゞ人或は反駁して曰く、資產評價の標準として客觀的價格（又は交換價格）を採るべきか否かは、法が貸借對照表の作成を命じたる其根本の精神に照らして之を決すべきものたるや爭なし、然るに立法の精神は「他人ヲシテ其時ニ於ケル資產ノ狀況ヲ知悉セシムルノ趣意ニ外ナラズ」（大審院判決）而して此精神に添ふ評價が客觀的價格を措きて他に之れなきは事理の最も暗易きものなり。然るに此根底を無視して徒らに非謗の言を放つは不遜にして且つ無謀なりと。然れども吾人は此反駁に對して左の如く主張せんと欲す。此點に關する立法の精神が論者の言ふが如くなるべきは吾人又た之を疑はずと雖も、然かも夫よりして直ちに、故に貸借對照表に記載すべき價格は客觀的價格ならざるべからず、と論斷し得るや否は大に之を疑ざるべからざるなり。蓋し是を實際の場合に照らして考ふるに、世人が商人又は會社に對して或は信用を與へ或は取引を開始して何等かの利害關係を有せんとするに先ち、確めんと欲する所は大多數の場合に於て、該商人又は會社が營業を繼續し行くものとして、何等かの形に於て是に關係するの安否なり、從つて知らんとする所は該商人又は會社が營業の狀態にありて有する資力及び信用の如何に

して、該商人又は會社が異常の場合に際しても猶ほ債務を完濟し取引を完了し得るや否やにはあらず、而して既に營業の狀態にあるを前提として利害の關係を結ぶが故に、其後に於ても知らんとする所は其狀態が如何に推移し變遷しつゝありやにして其他にはあらざるなり。勿論財界の風雲急にして形勢日に險惡を加へつゝあるが如き場合には、最惡の場合を想像して陰に陽に相手方の左る場合に於ける資力信用をも之を知らんとするならんも、是は之れ例外なるのみか却つて平常斯くの如き場合を想像しつゝあらざりし證據に外ならずと云ふ可し。即ち第二十六條の規定が公衆保護の規定なりと云ふ一事より推して、其が常に營業の解體又は讓渡の際に於ける價格を記載すべしと命ずるものなりと解釋するの當否を疑ふ所以にして、實に又た却つて立法の眞精神は營業の狀態に於ける商人又は會社の財政狀態を表示せしめんとするにあり、換言すれば商法第二十六條第一項に貸借對照表と云ふは簿記に所謂貸借對表にして、決して商法學者が「人の財産を資産（法律的意義の）と負債（法律的意義の）とに分ちて對立表示して一見直ちに過不及を知るの用に供するものなり」と解するが如きものにあらず、從つて是に記載すべき價格も亦た會計學の主張する所に從ふを以て、正當にして且つ充分なりとなす可きなり。然るに之を然らざるものゝ如く云ふは、一方に於て貸借對照表又た一に資産負債表と稱すといふ其資産負債表の意味を深く穿議せずして、單純に資産と負債との對照表なりと解し（註）、而して他方に於て財政狀態（financial position or status）を示すとあるを、又た單純に財産狀態を示すものと解し其が前に引用せる Dicksee 敎授の言の如き意なるを逸したる其結果にして到底誤解と云ふの外なしと信ず。乃ち筆錄して自ら他日再考の用に備ふると共に敎を識者に乞はんとする所以なり。

註　前々號の本誌上に於て吾人は商法學者の彼の說より逆に推論して商法第二十六條に所謂貸借對照表は簿記に所謂貸借對照表にあらずと說けり、商法學者の誤れるを明かにする上に於ては寸效ありしやも測り知らざれども議論を矯めたるが如き結果を見たるは深く自ら愧づる所なり、乃ち今之を撤回し本文の如く第二十六條の貸借對照者は元より簿記の貸借對照表に外ならずとなす乞ふ諒せよ。

（十二月中旬脫稿）